

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
04.09 項 2. ニュージーランド原産の天然はちみつの取扱いについて ニュージーランド原産のはちみつについては、輸入申告等の際に <u>ニュージーランド第一次産業省 (New Zealand Ministry for Primary Industries)</u> 発行の証明書 (Certificate for Bee Products Exported to Japan) の提出があったものに限り、関税率表の番号第 04.09 項に該当する天然はちみつとして取り扱う。	04.09 項 2. ニュージーランド原産の天然はちみつの取扱いについて ニュージーランド原産のはちみつについては、輸入申告等の際に <u>ニュージーランド食品安全庁 (New Zealand Food Safety Authority)</u> 発行の証明書 (Official Certificate Accompanying Honey to Japan) の提出があったものに限り、関税率表の番号第 04.09 項に該当する天然はちみつとして取り扱う。